

- 「ひな形」は、企業がパートナーシップ構築宣言を公表する際の参考となるよう、宣言に盛り込むべき内容を中小企業庁が公表。
- 3月25日(月)、「労務費の指針」公表に伴う振興基準の改正に合わせ、ひな形の内容もアップデートした。
- あわせて、日商や経団連、自主行動計画を所管する各省庁から会員企業や所管団体に対して、新たなひな形に基づく宣言の更新や宣言の着実な実行を要請した。

パートナーシップ構築宣言宣言「ひな形」の骨子

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（※）への取組
※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、
⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

「ひな形」改正のポイント

- 振興基準の改正に合わせて、「価格決定方法の適正化」の項目に、以下の内容を追加。
①労務費の指針に掲げられた行動を適切にとった上で取引対価を決定する。
②原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合に適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す。
- 発注者側からの積極的な協議を促すため、「下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行う」旨記載を修正。
※現状は、「下請事業者から協議の申し入れがあった場合には協議に応じる」という内容。